

19京大施環化第175号
令和元年11月22日

原子力規制委員会 殿

京都市左京区吉田本町
国立大学法人 京都大学
学長 山極壽一

原子炉施設保安規定変更承認申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項及び
第76条の規定に基づき、原子炉施設保安規定の変更承認を別紙のとおり申請
します。

別紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 : 国立大学法人 京都大学

住 所 : 京都市左京区吉田本町

代表者の氏名 : 学長 山 極 壽 一

2. 変更の内容

京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定の記述を別添の「京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更比較表」の変更後の欄のとおり変更する。
(ただし、下線は含まない。)

3. 変更の理由

令和元年 9 月 19 日付で承認された京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書(研究用原子炉の変更)の変更内容を反映させるため

令和元年 11 月 22 日付で申請した京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設〔京都大学研究用原子炉 (KUR)〕及び〔京都大学臨界実験装置 (KUCA)〕の変更に係る設計及び工事の方法の承認申請書の変更内容を反映させるため

4. 附則

この規定は、原子力規制委員会の承認を受けた日より起算し、10 日を超えない範囲で施行する。

別添 京都市立大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定 変更比較表（該当条文あるいは表のみを記載、変更箇所は下線部）

変更前	変更後	備考
<p>(燃料要素等の炉心配置変更計画)</p> <p>第 26 条 研究炉部長は、研究炉用燃料要素等を、炉心に挿入、炉心に取出し、又は炉心内で位置の変更の操作（以下「炉心配置変更操作」という。）をしようとするときは、あらかじめ、KUR 炉心配置変更計画書を作成し、研究炉主任技術者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 研究炉主任技術者は、前項の承認を与えるに当たり、過剰反応度、燃料要素等の装荷手順及び臨界点確認の時期が適切であること、及び別表第 3 の各貯蔵場所における燃料要素の貯蔵可能本数以下（ランダム-2.3.5 の総量が [REDACTED] の条件を含む。）であること、その他操作手順上の安全を確認する。</p> <p>3 KUR 炉心配置変更計画書の変更の手続きについては、前 2 項の規定を準用する。</p>	<p>第 26 条 研究炉部長は、研究炉用燃料要素等を、炉心に挿入、炉心から取り出し、又は炉心内で位置の変更の操作（以下「炉心配置変更操作」という。）をしようとするときは、あらかじめ、KUR 炉心配置変更計画書を作成し、研究炉主任技術者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 研究炉主任技術者は、前項の承認を与えるに当たり、過剰反応度、燃料要素等の装荷手順、臨界点確認の時期が適切であること、及び別表第 3 の各貯蔵場所における燃料要素の貯蔵可能本数以下（ランダム-2.3.5 の総量が [REDACTED] の条件を含む。）であること、その他操作手順上の安全を確認する。</p> <p>3 KUR 炉心配置変更計画書の変更の手続きについては、前 2 項の規定を準用する。</p>	<p>対応条項の追加</p>

別表第 3 研究炉燃料要素の貯蔵場所（第 23 条、第 26 条）

燃料要素の種類	貯蔵場所	貯蔵可能本数	燃料要素の種類	貯蔵場所	貯蔵可能本数
未使用の研究用燃料要素及び表面における線量率が 1mSv/h 以下の照射済みの研究用燃料要素（最下欄の照射済燃料要素を除く）	新燃料貯蔵室 基	[REDACTED] [REDACTED]	未使用の研究用燃料要素及び表面における線量率が 1mSv/h 以下の照射済みの研究用燃料要素（最下欄の照射済燃料要素を除く）	新燃料貯蔵室 ク 本入りラック	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]注 1)

変更前	変更後	備考
研究炉炉心タンク内燃料貯蔵用ラック(運転停止後2日以上経過したもの)	研究炉炉心タンク内燃料貯蔵用ラック(運転停止後2日以上経過したもの) ■注2)	
使用清燃料プール室 プール内燃料ラック （運転停止後2日以上経過したもの） 研究炉用燃料要素 (最下欄の照射済燃料要素を除く)	研究炉用燃料要素 (最下欄の照射済燃料要素を除く) 固定式ラック 基 （運転停止後2日以上経過したもの） 使用清燃料室プール内使用清燃料ラック （運転停止後40日以上経過したもの） 破損した照射済の研究炉用燃料要素	使用清燃料プール室 プール内燃料ラック （運転停止後2日以上経過したもの） 固定式ラック 基 （運転停止後2日以上経過したもの） 使用清燃料室プール内使用清燃料ラック （運転停止後40日以上経過したもの） 破損した照射済の研究炉用燃料要素 （運転停止後40日以上経過したもの） 使用清燃料室プール内 使用清燃料プール内
（注1）本設備に貯蔵される燃料要素のランク2・3・5含有量の総量は ■であること		総量制限に関する注釈の追加
（注2）炉心に挿入される燃料要素と本設備に貯蔵される燃料要素のランク2・3・5含有量の総量は ■であること		
※ランク2・3・5含有量の総量は、標準燃料要素は ■/本、特殊燃料要素は ■/本として算出する。		

変更前	(放射性廃棄物の処理)	変更後 (放射性廃棄物の処理)	備考
<p>第 98 条 放射性廃棄物処理部長は、前条第 2 項の規定により収集した放射性廃棄物及び放射性廃棄物処理施設の廃液貯留槽に移送された液体状の放射性廃棄物の廃棄について、その性状等に応じて次の各号に掲げる処理又は処置をしなければならない。</p> <p>(1) 液体状の放射性廃棄物に関する処理は、蒸発濃縮処理、イオン交換処理、凝集沈殿処理、減衰、希釈、その他当該液体中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させる処置</p> <p>(2) 固体状の放射性廃棄物(前号の処理で生じた物を含む。次号において同じ。)に関する処理は、減容、容器に封入、固型化又は減衰</p> <p>(3) 蒸発濃縮液及びスラッシュ状の放射性廃棄物に関する処理は、容器に封入、固型化又は減衰</p> <p>(4) 容器に密封された気体状の放射性廃棄物に関する処理は、減衰</p> <p>(5) 廃液貯留槽内の液体状の放射性廃棄物を管理区域外に漏えいさせない処置</p>	<p>第 98 条 放射性廃棄物処理部長は、前条第 2 項の規定により収集した放射性廃棄物及び放射性廃棄物処理施設の廃液貯留槽に移送された液体状の放射性廃棄物の廃棄について、その性状等に応じて次の各号に掲げる処理又は処置をしなければならない。</p> <p>(1) 液体状の放射性廃棄物に関する処理は、蒸発濃縮処理、イオン交換処理、凝集沈殿処理、減衰、希釈、その他当該液体中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させる処置</p> <p>(2) 固体状の放射性廃棄物(前号の処理で生じた物を含む。次号において同じ。)に関する処理は、減容、容器に封入、固型化又は減衰</p> <p>(3) 蒸発濃縮液及びスラッシュ状の放射性廃棄物に関する処理は、容器に封入、固型化又は減衰</p> <p>(4) 容器に密封された気体状の放射性廃棄物を管理区域外に漏えいさせない処置</p> <p>(5) 廃液貯留槽内の液体状の放射性廃棄物を管理区域外に漏えいさせない処置</p>	<p>2 放射性廃棄物処理部長は、臨界装置の廃液タンクに移送された液体状の放射性廃棄物の廃棄について、その性状等に応じて減衰、希釈、その他当該液体中の放射性物質濃度をできるだけ低下させる処置をしなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物処理部長は、臨界装置の廃液タンクに移送された液体状の放射性廃棄物の廃棄について、その性状等に応じて減衰、希釈、その他当該液体中の放射性物質濃度をできるだけ低下させる処置をしなければならない。</p> <p>管理区域外漏えい対策を追記</p>	

変更前	変更後	備考
(その他の天災地変等の場合の処置)	<p>(その他の天災地変等の場合の処置)</p> <p>第149条 中央管理室長は、風（台風）、竜巻、積雪、落雷、降下火砕物その他の天災地変等によって、原子炉施設に重大な損傷を受けるおそれがあると認めたときは、研究炉及び臨界装置の運転中には当該部長に対し、運転の停止を指示しなければならない。</p> <p>2 前項の指示を行った中央管理室長は、所長にこれを報告するとともに、各部長及び主任技術者に連絡しなければならない。</p> <p>3 中央管理室長及び各部長は、必要に応じ、原子炉施設に対する影響を低減させる措置を講じなければならない。</p> <p>4 各部長は、原子炉施設の状況を点検し、その結果を中央管理室長を通じて、所長に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた所長は、必要に応じ、その結果を所定の機関に通報しなければならない。</p> <p>6 研究炉又は臨界装置が停止中であるときは、前4項に準ずる処置をとるものとする。</p>	<p>第149条 中央管理室長は、風（台風）、竜巻、積雪、落雷、降下火砕物、<u>速結</u>その他の天災地変等によって、原子炉施設に重大な損傷を受けるおそれがあると認めたらときは、研究炉及び臨界装置の運転中には当該部長に対し、運転の停止を指示しなければならない。</p> <p>2 前項の指示を行った中央管理室長は、所長にこれを報告するとともに、各部長及び主任技術者に連絡しなければならない。</p> <p>3 中央管理室長及び各部長は、必要に応じ、原子炉施設に対する影響を低減させる措置を講じなければならない。</p> <p>4 各部長は、原子炉施設の状況を点検し、その結果を中央管理室長を通じて、所長に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた所長は、必要に応じ、その結果を所定の機関に通報しなければならない。</p> <p>6 研究炉又は臨界装置が停止中であるときは、前4項に準ずる処置をとるものとする。</p> <p>自然現象に凍結を追加</p>

別表第15の2 研究炉に係る機器(第50条の4)

変更前		別表第15の2 研究炉に係る機器(第50条の4)				変更後			
分類	種類	数量	点検頻度	管理者	分類	種類	数量	点検頻度	管理者
安全避難通路等	避難用照明 非常用照明(制御室) 懐中電灯(制御室) 懐中電灯(炉室1階、地階) 誘導灯	49台 1台 6本 各1本 28台	1回/月	研究炉部長	安全避難通路等	避難用照明 非常用照明(制御室) 懐中電灯(制御室) 懐中電灯(炉室1階、地階) 誘導灯	49台 1台 6本 各1本 28台	1回/月	研究炉部長
	消防器(原子炉棟)	22本				消防器(原子炉棟)	22本		
	消防器(臨界集合体棟機械室・電気室)	7本				消防器(臨界集合体棟機械室・電気室)	7本		
	消防器(使用清燃料室)	5本				消防器(使用清燃料室)	5本		
	火災感知器(原子炉棟)	91台				火災感知器(原子炉棟)	91台		
	火災感知器(臨界集合体棟機械室・電気室)	25台				火災感知器(臨界集合体棟機械室・電気室)	25台		
	火災感知器(新燃料貯蔵室)	1台				火災感知器(新燃料貯蔵室)	1台		
	火災感知器(使用清燃料室)	13台				火災感知器(新燃料貯蔵室)	13台		
	火災受信機(原子炉棟)	4台				火災受信機(原子炉棟)	4台		
	火災受信機(臨界集合体棟)	1台				火災受信機(原子炉棟)	1台		
	火災受信機(新燃料貯蔵室)	1台				火災受信機(新燃料貯蔵室)	1台		
	火災受信機(使用清燃料室)	4台				火災受信機(新燃料貯蔵室)	4台		
	火災受信機(原子炉棟)	1台				火災受信機(使用清燃料室)	1台		
	火屋内消火栓(原子炉棟)	1台				火屋内消火栓(原子炉棟)	1台		
	火屋内消火栓(臨界集合体棟機械室・電気室)					火屋内消火栓(臨界集合体棟機械室・電気室)			
	消防器(中央管理室)	1本				消防器(中央管理室)	1本		
	火災感知器(中央管理室)	2台				火災感知器(中央管理室)	2台		
	火災受信機*2(中央管理室)	1台				火災受信機*2(中央管理室)	1台		
	1次循環ポンプ用無停電電源装置内蔵バッテリー	1台	1回/月以上又は起動の度ごと	研究炉部長	1次循環ポンプ用無停電電源装置内蔵バッテリー	1台	1回/月以上又は起動の度ごと	研究炉部長	
非常電源設備	ディーゼル発電機操作用蓄電池	2台	1回/年		ディーゼル発電機操作用蓄電池	2台	1回/年		
	構内モニタリングステーション	1台	1回/月	放射線管理部長	構内モニタリングステーション	1台	1回/月		
	空間線量率計用無停電電源装置内蔵バッテリー				空間線量率計用無停電電源装置内蔵バッテリー				
通信連絡設備	携帯電話*1(中央管理室)	2台	1回/月	中央管理室長	携帯電話*1(中央管理室)	2台	1回/月	中央管理室長	
	所内電話*2(制御室、中央管理室)	各1台			所内電話*2(制御室、中央管理室)	各1台			

変更前		変更後				備考
	放送設備	1式		放送設備	1式	
拡声器（制御室、炉室）	各1台	1回/月	研究炉部長	拡声器（制御室、炉室） 電話 ^{*4} （制御室、各実験設備） インターネットホン（制御室、各実験設備）	各1台 <u>11台</u> <u>5台</u>	1回/月 研究炉部長
1次冷却水配管止水設備 防護服 全面マスク 可搬型消防ポンプ及び起動用バッテリー 緊急注水用ホース 吸水用ホース シート ホウ酸（天然同位体組成）	2基 5着 5着 各1台 2本 3本 1式 72kg以上 (¹⁰ B2.3kg以上)	1回/年 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/年	研究炉部長	1次冷却水配管止水設備 防護服 全面マスク 可搬型消防ポンプ及び起動用バッテリー 緊急注水用ホース 吸水用ホース シート ホウ酸（天然同位体組成）	2基 5着 5着 各1台 2本 3本 1式 72kg以上 (¹⁰ B2.3kg以上)	1回/年 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/年
散水設備 ^{*1} 20mホース ノズル 消防栓用ハンドル 冷却水系統加圧給水ポンプ	2台 4本 2本 2本 1台	1回/年	中央管理室長	散水栓 20mホース ノズル 消防栓用ハンドル 冷却水系統加圧給水ポンプ	2台 4本 2本 2本 1台	1回/年 中央管理室長
重水分離器 分析用放液体シンチレーションカウンタ 射線測定装置	2台 1台	1回/年	放射線管理部長	重水分離器 分析用放液体シンチレーションカウンタ 射線測定装置	2台 1台	1回/年 放射線管理部長

*1 臨界装置と共に用

*2 臨界装置及び廃棄物処理棟と共に用

*3 中央管理室設置のものは臨界装置と共に用

*4 制御室設置のものは*3の所内電話（制御室）と共に用

別表第16の2 臨界装置に係る機器(第93条の3)								
分類	種類	数量	点検頻度	管理者	変更後			
安全避難通路等	非常用照明(制御室) 懐中電灯(制御室、炉室) 誘導灯 避難用照明	2台 各2本 13台 30台	1回/月	臨界装置部 長	別表第16の2 臨界装置に係る機器(第93条の3)			
火災対応機器	消火器 火災感知器 ハロゲン消火設備 火災受信機 ^{*1} 火災受信機 ^{*2} (中央管理室)	38本 36台 3台 1台 1台	1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月	臨界装置部 長 中央管理室 長 中央管理室 長	別表第16の2 臨界装置に係る機器(第93条の3)			
非常電源設備	無停電電源装置内蔵バッテリー	1台	1回/月以上又は起動の度ごと	臨界装置部 長	別表第16の2 臨界装置に係る機器(第93条の3)			
通信連絡設備	携帯電話 ^{*1} (中央管理室) 所内電話 ^{*3} (制御室、中央管理室)	2台 各1台	1回/月	中央管理室 長	別表第16の2 臨界装置に係る機器(第93条の3)			
散水設備 ^{*1}	散水栓 20mホース ノズル 消防栓用ヘンドル 冷却水系統加圧水泵ポンプ	2台 4本 2本 2本 1台	1回/年	中央管理室 長	別表第16の2 臨界装置に係る機器(第93条の3)			
*1 研究炉と共用								
*2 研究炉及び廃棄物処理棟と共用								
*3 中央管理室設置のものは研究炉と共に用								
*4 制御室設置のものは所内電話(制御室)と共に用								
*1 研究炉と共に用								
*2 研究炉及び廃棄物処理棟と共に用								
*3 中央管理室設置のものは研究炉と共に用								
*4 制御室設置のものは所内電話(制御室)と共に用								